

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 23 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告

飯塚市監査委員告示第 17 号（令和 4 年 6 月 9 日付）

2 監査報告に対する措置状況の内容及び件数 下記のとおり

農林振興課（久保白ダム土地改良区）【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 補助金交付申請書について 令和 2 年度久保白ダム土地改良区補助金交付申請書に添付している補助金負担割表及び収入支出予算明細書について、備品購入費の会計システム使用料 211,200 円（17,600 円×12 ヶ月）を 385,000 円と記載された書類を収受し、交付決定を行っていた。 補助金交付決定の際には、審査を徹底すること。</p>	<p>補助金の書類審査については、令和 4 年度から補助金のチェック表を作成し、複数人による確認を行うとともに、それぞれが適正な審査チェックを行うよう体制を整えた。</p>
<p>2 業者選定（見積比較）について 久保白ダム送水管漏水補修水替工事について、令和 3 年 3 月 8 日決裁の工事のお知らせ文書には、まだ決まるはずのない受注業者名が記載されていた。業者から提出された見積書の日付は、3 者とも令和 3 年 3 月 15 日であり、業者選定が適切になされた</p>	<p>令和 4 年 6 月 13 日に補助事業者に対して、飯塚市契約マニュアルに準じて、適正に業者選定や契約事務等を進める中で、事務処理過程において、複数人でそれぞれが適正な審査を行うよう口頭にて指導した。</p>

か疑義がある。

また、久保白ダム各分木工電気設備点検業務委託について、3 者の見積日がいずれも「R3 年 3 月 23 日」と記載されているが、請書の履行期間は、令和 3 年 1 月 29 日から令和 3 年 2 月 28 日までとなっており、整合性が取れない。

業者選定を適切に行い、透明性の確保に努めるよう補助事業者に指導すること。